

(続紙 1)

京都大学	博士 (経済学)	氏名	望 月 理 生
論文題目	日本における漁村開発の展開 —漁港修築事業および沿岸漁場整備開発事業を中心に—		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文の課題は、日本における漁港整備および漁場整備に焦点を当て、国による制度形成と地域における事業実施過程の実証分析を通じて、漁村開発・形成の展開過程を動的に描くことにある。本論文の主たる研究対象は、第二次世界大戦前の日本において最初に形成された漁港修築国庫補助制度である「漁港修築奨励費」制度と、公共事業としての漁場整備が実施される根拠法となった「沿岸漁場整備開発法」(1974年制定)である。</p> <p>著者は、「序章 課題と視角」において、漁業経済学領域と地域経済学領域における研究史を批判的に検討し、前者では漁業及び水産業における資本主義的発展については明らかにされているものの、漁港及び漁場整備の実態についてはほとんど分析されていないとする。また、後者の地域経済学領域においては、直接漁港・漁村の形成に関わる研究は見当たらないものの、宮本憲一に代表される社会資本論、David Harveyの都市形成論、岡田知弘の農村開発論等、本論文の課題を追究する際に参照すべき研究成果があり、これらと前者の漁業経済学研究の成果を架橋する必要があるとする。併せて、岡田のいう「生活領域としての地域」の形成を、漁村においても明らかにすべきだとしている。</p> <p>このように研究史をサーベイしたうえで、著者は、上記の課題を達成するために3つの分析視角を設定する。第一に、政策形成過程において、経済主体の政策要求の運動過程と制度化に向けた政治過程とを明らかにすることである。第二に、政策形成期において、当該制度が国の政策として実現するにあたり、その根拠となる「公共性」の内実を明らかにすることである。第三に、事業実施による地域の変容を示すことである。</p> <p>本論文は、上記の課題と分析視角に基づき、3部によって構成される。</p> <p>第1部「資本主義と漁村開発」では、漁港および漁場整備を捉えるための分析枠組みの理論的検討がなされている。1章「資本主義と漁村」では、資本主義のもとでの漁業および漁村の存在の意味を資本による漁村の包摂論から理解する。なかでも漁村形成の主要部分を占める漁港および漁場の公共投資による整備を漁業生産力の発達から位置づけるとともに、都市化にともなう沿岸漁業域での水質汚染が「人間と自然の物質代謝」を惹起したとする。そして、公害問題が激化した1970年代前半に沿岸漁業の漁場整備政策が登場するのも、その矛盾を部分的に緩和するものであるという仮説を示す。</p> <p>第2部「漁港修築事業の形成」では、第二次世界大戦前の日本における漁港修築事業の形成過程と帰結について実証的に明らかにしている。2章「戦前漁港修築国庫補助制度研究の到達点と課題」では、先行研究や当時の調査報告書等を用いて、1918年の漁港修築奨励費、1925年の漁業共同施設奨励金による船揚船溜事業への国庫補助、1929年の小漁港整備費という3つの漁港修築国庫補助制度の展開過程を、社会資本投資の形成という視点から検証し、各制度の社会経済的意義を俯瞰的に明らかにした。</p> <p>続く3章「戦前日本内地における漁港修築国庫補助の形成」では、1918年の漁港修築国庫補助制度の形成過程を、水産局による遠洋漁業奨励政策、漁業内部における漁船の大型化・動力化に代表される漁業生産力の発展という政治経済的背景とともに、当時の帝国議会議事録等の一次史料をもとに考察し、漁業組合や漁業者による修築促</p>			

進運動があまり見られなかったことを明らかにする。さらに、政策の実施過程を小名浜（福島県）、油津（宮崎県）、鮫（青森県）の3漁港を事例にとり、詳細に分析し、同制度の当初の目的とは異なり、後背地における工業化・都市化を反映して商港的役割が大きくなるなど、必ずしも漁業の振興につながらなかったことを析出している。

第3部「漁場整備事業の形成」では、沿岸漁場整備開発事業（以下、沿整事業）形成の背景や法成立の政治過程、事業実施過程とその帰結を明らかにし、当該事業総体としての把握を試みている。まず、4章「沿岸漁場整備開発事業の形成」では、同事業の要求主体の運動及び法案作成に至る政治過程を明らかにし、当該制度が準備される社会経済的背景を、漁業・漁村をめぐる重層的な空間構造の視点から明らかにする。具体的には、グローバルなレベルでの200海里問題を背景とした「海洋開発」・「海底分割」競争の展開、国民経済レベルでの「国土計画」における漁村への公共投資の必要性、国内地域レベルでの工業化や都市化などによる沿岸漁場の環境悪化問題が背景にあったとする。

5章「沿岸漁場整備開発事業の地域における採択過程—北海道根室湾におけるホタテガイ漁場造成事業を事例として」では、1979年に同事業が採択された根室湾のホタテガイ漁場造成に焦点を当てて、関連5漁協によってつくられた漁業管理主体である管理委員会が、200海里問題による漁場喪失の危機に対応して、積極的に政府与党、行政機関に働きかけて、事業の採択と漁場管理体制の構築を行う過程を、一次史料である同管理委員会議事録によって、明らかにする。

6章「沿岸漁場整備開発事業による地域の変容—北海道根室湾におけるホタテガイ漁業の展開過程を事例として」では、同事業の帰結を、別海町の野付漁港が立地する尾岱沼地区における「つくり育てる漁業」の定着とホタテガイ生産額の増加、「物的景観」としての漁港修築、野付半島における自然景観の保全の取り組みにまで射程を広げて考察する。その結果、総体として独自の漁村景観と地域社会が構築され、当地独自の生活様式が形成されたとする。

終章では、本論文の主要な結論をまとめるとともに残された課題を明らかにしている。

(論文審査の結果の要旨)

2001年に、旧漁港法が改正され、漁港漁場整備法が制定された。同法に基づいて、これまで別個に行われていた漁港整備事業と漁場整備事業が国庫補助金を計画的に投入して展開されることとなった。漁港と漁場は、漁村を形成する必要不可欠な要素である。では、いつ、どのような理由で、漁港や漁場整備に公的資金が投入されるようになったのか。著者の問題意識は、一貫して、日本の漁村はいかにして形成されたかを、上記の制度の形成・実施過程から明らかにしようとするところにある。

漁港整備及び漁場整備事業の展開過程については、これまで漁業経済学の分野において研究はなされてきたが、制度の時系列的説明に終始し、それぞれの時代に対応した漁港や漁場整備の具体的内容を、漁業生産力や漁業・水産物をめぐる政治経済的な環境変化と関連付けて、具体的史料に基づいて解明したり、事業が実施される地域の現場においていかに受容され、どのような帰結をもたらしたかについて、実証的に明らかにする研究は、存在しなかったといえる。

本論文は、この困難な課題に果敢に挑戦し、漁業経済学と地域経済学の到達点を確認したうえで、両者を架橋することを自らの方法的課題として位置付け、漁業と漁村をめぐる理論と、一次史料に基づく歴史の実証分析を結合した力作であると評価できる。

本論文の第1の意義は、漁港や漁場を包含する漁村空間を、「水産物の安定供給システム」の要素として把握していた通説的理解の限界を指摘し、漁業経済学と地域経済学の研究成果をもとに、漁業生産力の増大による建造環境の構築とそれに対応した漁村的な景観及び生活様式の形成と規定し、その理論枠組による実証研究を提示したことである。その際、漁港及び漁場が、国庫補助金によって構築されたことに注目し、宮本憲一の社会資本論や岡田知弘の農村開発論を批判的に吸収し、著者独自の漁村形成論を構築した点が評価できる。これによって、都市に対する水産物の供給地という一面的な漁村像を塗り替え、漁業・漁業経営体の内的発展による資本蓄積の一環として漁村の形成を位置付けることが可能となったといえる。

第2に、政策の形成、実施過程及び帰結を明らかにする一次史料として、関連する帝国議会議事録、地方自治体の史料、そして漁業協同組合関係史料を徹底的に調査し、それを活用した手堅く、緻密な実証を行っている点も評価できる。なかでも、1918年の漁港修築国庫補助制度の形成過程を追跡して、同制度が遠洋漁業の強化を図ろうとした政府が主導して策定したものであり、漁村の主体である漁業組合なり地方公共団体からの要求はあまり見られなかったことを明らかにした点や、逆に1979年に沿岸漁場整備開発事業が採択された根室湾地域では、漁業協同組合による内発的な運動が見られたことを委員会議事録によって証明した点は、高く評価できる。

第3に、1970年代に開始された沿岸漁場整備開発事業が、200海里問題への対応と併せて、高度経済成長期における重化学工業化にともなう海洋汚染という公害問題への対応という側面を有していたことを明らかにした点は、日本の公害政策史研究において強調されてこなかった論点であり、公害・環境政策論としても注目される研究成果であるといえる。

最後に、本論文を通じて、著者は現代における漁村形成のメカニズム及び産業としての漁業の内的発展と結びついた、漁村における景観・環境保全による持続可能性について論究しており、この点は東日本大震災にともなう津波によって甚大な被

害を受けた東日本の漁村地域の漁業及び生活再建の施策やその理論的根拠に対しても、政策論的な貢献をなすものである。

しかしながら、本論文にはいくつかの課題も残されている。第1に、著者が重視している政策決定における「公共性」の内実については、より丁寧な考察が必要である。いかなる主体による、どのような理由づけが「公共性」を獲得するかは、歴史的にも大きく変化してきており、その点については政策の「正当化」をめぐる既存の理論フレームも用いて、より深く動的な考察が求められる。第2に、上記の点とも関わるが、政策形成過程における政治家の役割を重視するという観点は評価できるが、実証においては与党の幹部議員の言動を中心としており、やや手薄な印象を受ける。与野党を含めた政治的対立、与党や水産行政あるいは政府部内における利害対立の構図も含めて、政策決定過程をより詳細に分析する必要がある。第3に、戦後の漁場整備事業の事例研究として北海道の根室湾のみ採り上げているが、公害問題で沿岸漁業が衰退していた瀬戸内海沿岸の漁村も対象に加えることができる。いっそう説得的な論文になったであろう。第4に、戦後の海洋汚染をめぐる工業資本と漁業との産業間調整については、多様な形態があったと考えられる。この問題についての掘り下げも求められる。最後に、論文の叙述において唐突な引用をしている箇所や詳細な説明を必要とする箇所が散見された。わかりやすい表現に工夫することが望ましい。

とはいえ、以上に挙げた諸課題は、将来に向けた著者の研究の発展方向を示唆したものであって、本論文が現時点において達成した学術的価値をいささかも損なうものではない。よって、本論文は博士（経済学）の学位論文として価値あるものと認める。また、平成31年2月4日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。